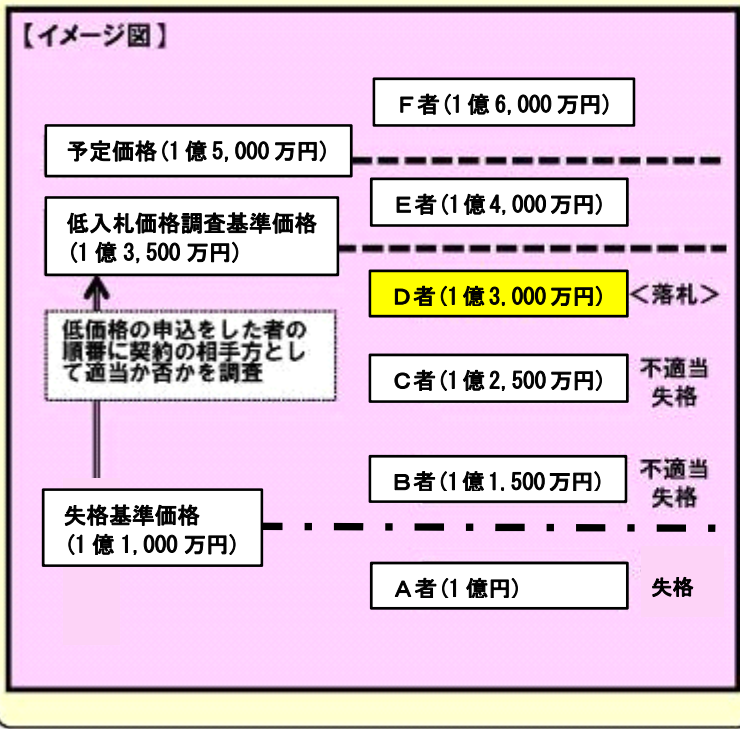


(参考) 低入札価格調査制度と最低制限価格制度の比較

○低入札価格調査制度

工事・製造その他についての請負契約において、①予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格ではその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、又は②その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合には、最低価格の入札者を落札者とせず、次に低い価格で申込みをした者を落札者とするもの（地方自治法施行令167の10①）

【イメージ図】

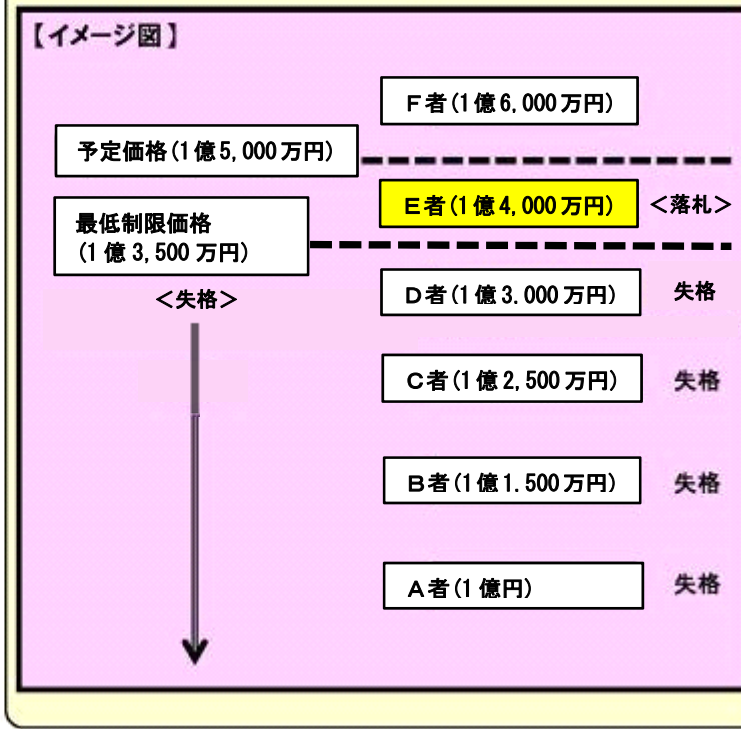


- ※ 調査基準価格より下、失格基準価格より上で一番安価な者から順に調査を行い、合格した者が落札
- ※ 上図の例では、Aは失格基準以下で失格、B⇒C⇒Dの順に低入札調査を行い、B、Cは不相当失格、Dが合格（落札）

○最低制限価格制度

工事・製造その他についての請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの（地方自治法施行令167の10②）

【イメージ図】



- ※ 最低制限価格より上で一番安価な者が落札

【注意】上記の低入札価格調査基準価格、失格基準価格、最低制限価格は参考値であり、実際の設計内容により異なります。